

■自己負担限度額

▼後期高齢者（長寿）医療制度に加入している方  
国民健康保険に加入している、70歳～74歳の方

①	保険証の負担割合が「3割」となっている場合	67万円
②	①・③・④以外の場合	56万円
③	世帯員全員が市民税非課税の場合	31万円
④	③のうち、世帯員全員の所得が一定以下（※）の場合	19万円

※世帯員全員が、市民税の課税対象となる各種所得の金額がない方など。年金収入のみの方の場合は、年金受給額80万円以下の方。

▼国民健康保険に加入している、70歳未満の方

①	世帯員全員の基礎控除後の合計所得が600万円を超える場合	126万円
②	①・③以外の場合	67万円
③	世帯員全員が市民税非課税の場合	34万円

高額医療・高額介護合算制  
度をご存じですか？

高額医療・高額介護合算制度は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

世帯内の同じ医療保険の被保険者全員が、1年間（毎年8月～翌年7月）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費や高額介護サービス費を除いた額）を合計し、左表の自己負担限度額を超えた場合、申請により、その超えた金額が支給されま

す。医療保険・介護保険いずれかの自己負担額が0円の場合は該当しません。限度額を超えた額が500円未満の場合も支給対象となりません。

■支給申請

申請先は加入している医療保険者窓口です。国民健康保険・後期高齢者（長寿）医療制度以外の医療保険に加入している方は、介護保険の自己負担額証明書が必要です。平成23年7月31日（支給基準日）現在、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入し、支給対象となる世帯に

■問合せ

- 市庁舎本館国保医療課 医療係（後期高齢者医療制度について）  
TEL 0897-52-1212  
国保係（国民健康保険について）  
TEL 0897-52-1447
- 市庁舎別館高齢介護課 介護認定給付係（介護保険について）  
TEL 0897-52-1423
- 各総合支所市民福祉課  
市民保険係、福祉係（東予）  
市民福祉係（丹原・小松）

道前クリーンセンターで爆発事故！  
スプレー缶は必ず穴を  
開けて出してください

平成23年11月28日に道前クリーンセンターの粗大ごみ破砕機内で爆発事故が発生し、粗大ごみ処理機能が停止しました。また12月13日には、もえないごみの積み込み作業中に、ごみ収集車のパッカー内で爆発炎上事故が発生。幸いどちらの事故もけが人はありませんでした。

しかし、道前クリーンセンターは、爆発の影響で3カ所の屋根が落下するという大規模な事故であり、修繕に4日間を要し、多額の修繕費用がかかりました。

どちらの事故も、スプレー缶等にガスが残っていたことが原因と考えられます。こうした事故を未然に防ぐためには、スプレー缶等をごみで出すときは、完全に使い切った後、必ず缶パンチ等で大きな穴を開け、ガスを抜くというルールを正しく守って出してください。

■問合せ

市庁舎別館環境衛生課 廃棄物対策係  
TEL 0897-52-1388

■平成23年中のスプレー缶が原因の爆発事故

発生日	被害状況
2月2日	破砕機室内機器、投光器用ガラス等破損
8月16日	屋上設置の放散筒破損 破砕機室内機器、投光器用ガラス等破損
11月28日	屋上設置の放散筒、飛散防止ネット破損 上部屋根3カ所が破損し、地上に落下
12月13日	破砕機室内機器、投光器用ガラス等破損 ごみ収集車パッカー内で爆発炎上

■缶パンチでスプレー缶に穴を開ける様子



大きな穴を開ける